

身に覚えのないサイト利用料金の請求にご注意下さい

現在、電子メールや携帯電話のSMS（ショートメール）を使い、下の例のように実在する有名サイトをかたり、登録料金や動画利用料金等の未納を口実にして、電話連絡を求める方法の架空請求が多発しています。



（画像の例のほかにも、複数の有名サイトの名前が使われています）

電話番号をタップするなどして相手に連絡をとると、

- 動画サイト等のお試し登録を解除しなかったため、自動的に有料会員として登録されている。
- 長期間にわたって利用料金が未納になっているため、すぐに支払わないと法的措置をとる。
- 未納料金は多額（数十万円等）になっているが、今日中に払えば減額（10万円等）される。

等、言葉巧みに誘導され、身に覚えのないまま、多額の支払を求められます。

■ メールの請求内容に心当たりがない場合は

身に覚えのない請求には、応じる必要はありません。

相手に連絡をとる必要もありません。

■ 本当に身に覚えがないか自信がない場合は

メールに示されている電話番号に連絡をとることはせず、正規サイトのQ&Aや問合せフォームを利用して、利用契約の有無や、請求事実の有無を確認しましょう。

■ 請求に応じてお金を払ってしまった場合は

コンビニエンスストア等で電子マネーを購入して支払った場合は、急いで登録手続きをすれば電子マネーのポイントを取り戻せる場合があります。

登録の方法は電子マネーの発行元のサイトを確認しましょう。